

会 長	副会長	理 事	事務長	会長指示
				

福岡医発第387号(保)
平成14年 5月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



労災診療費算定基準の一部改定に伴う経過措置に係る追加請求について

標記の件につきまして、平成14年5月17日付け福岡医発第369号(保)にて、ご連絡いたしておりましたが、今般、福岡労働局と協議の結果、追加請求方法を下記のとおりとすることといたしましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

また、経過措置についてのお知らせが、福岡労働局より各労災指定医療機関へ別紙のとおり送付される予定になっております。

記

1. 追加請求出来るもの

1) 外来管理加算の特例に係る読み替え

外来管理加算の点数を通減前の点数に変更することによって、読み替え措置により点数を変更する必要がある検査等がある場合。

2) リハビリテーション料

集団療法を月に9単位以上実施しているが、8単位を限度として算定されているもの。

2. 追加請求方法

5月提出レセプト(4月診療分)で上記追加請求があるものについて、4月診療分のレセプトを再度作成いただき、1) 外来管理加算の読み替えについては、点数欄に読み替えにより増額になった点数の合計を記載し、摘要欄に読み替えによる請求内容を記載し、前回提出のレセプトの写しを添付して下さい(レセプトの写しがない場合は、前回の請求内容がわかるよう摘要欄に記載して下さい)、2) リハビリテーション料の集団療法については、不足分の回数×所定点数を記載し、点数欄に不足点数の合計を記載して下さい。

小郡三井医師会

担当理事 島田昇三郎

